



鳥取県公報

平成 28 年 2 月 9 日 (火)
第 8 7 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の指定 (86) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (87) (〃) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (88) (企業支援課) 3
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (89) (〃) 3
	ブルセラ病検査等の実施 (90) (畜産課) 4
	臨時種畜検査の実施 (91) (〃) 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (92) (中部総合事務所地域振興局) 6
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (93) (西部総合事務所福祉保健局) 6
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (94) (会計指導課) 6
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (住まいまちづくり課) 7
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 7

告 示

鳥取県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
岡本 茂行	鳥取市商栄町277	白うさぎ整骨院	鳥取市湖山町東五丁目206	平成27年11月30日
牧田 健吾	鳥取市田島792	みやわき鍼灸整骨院安長院	鳥取市安長82-1	平成27年12月1日

鳥取県告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人麗明会	西伯郡大山町安原1119	ぼんだの里訪問介護事業所	西伯郡大山町安原1119	訪問介護	平成28年1月21日
株式会社ライフケア湯梨浜	東伯郡湯梨浜町大字田後224-1	ヘルパーステーションゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字田後224-1	”	平成28年2月1日
社会福祉法人麗明会	西伯郡大山町安原1119	ぼんだの里やすはら通所介護事業所	西伯郡大山町安原1119	通所介護	平成28年1月21日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人麗明会	西伯郡大山町安原1119	ぼんだの里訪問介護事業所	西伯郡大山町安原1119	介護予防訪問介護	平成28年1月21日
株式会社ライフケア湯梨浜	東伯郡湯梨浜町大字田後224-1	ヘルパーステーションゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字田後224-1	”	平成28年2月1日
社会福祉法人麗明会	西伯郡大山町安原1119	ぼんだの里やすはら通所介護事業所	西伯郡大山町安原1119	介護予防通所介護	平成28年1月21日
社会医療法人	倉吉市山根43	老人保健施設	東伯郡北栄町土	介護予防短期	平成28年1月1日

仁厚会		ル・サンテリオン 北条	下123-1	入所療養介護	日
-----	--	----------------	--------	--------	---

鳥取県告示第88号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ①丸合羽合店・ドラッグストアウェルネスハワイ店 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬789-1ほか
 - ②丸合西伯店・ドラッグストアウェルネス西伯店 西伯郡南部町阿賀226-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原六丁目12-40
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎 隆行 東京都中央区銀座八丁目13-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
変更前 株式会社丸合 米子市東福原六丁目12-40
J A三井リース建物株式会社 東京都品川区東五反田二丁目10-2
変更後 株式会社丸合 米子市東福原六丁目12-40
J A三井リース建物株式会社 東京都中央区銀座八丁目13-1
- 4 変更年月日
平成28年1月4日
- 5 届出年月日
平成28年1月29日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成28年2月9日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課並びに大規模小売店舗の所在地を所管する総合事務所地域振興局及び町役場
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第89号

平成27年鳥取県告示第773号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）ドン・キホーテ鳥取店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

平成28年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見の概要
自動車及び歩行者の交通整理及び安全確保に関する対策を講じること。
- 2 縦覧に供する期間

平成28年2月9日から1月間

3 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

鳥取県告示第90号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、牛ウイルス性下痢・粘膜病検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐蝕病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成28年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、牛ウイルス性下痢・粘膜病、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、鶏マイコプラズマ病、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蝕病の発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(1) ブルセラ病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡国府町及び八頭郡河原町の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡船岡町の区域に限る。）、東伯郡湯梨浜町（平成16年10月1日町村合併前の東伯郡東郷町の区域に限る。）及び琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡東伯町の区域に限る。）、米子市（平成17年3月31日市町合併前の米子市の区域に限る。）、境港市並びに西伯郡伯耆町及び南部町（平成16年10月1日町合併前の西伯郡会見町の区域に限る。）において飼育しているもの（平成28年4月1日以降に放牧するものを除く。）に限る。）

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成28年4月1日以降に放牧するものを除く。）

(2) 結核病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市及び気高郡青谷町の区域に限る。）、岩美郡岩美町、東伯郡三朝町及び北栄町（平成17年10月1日町合併前の東伯郡大栄町の区域に限る。）、米子市（平成17年3月31日市町合併前の西伯郡淀江町の区域に限る。）並びに西伯郡日吉津村、大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡大山町の区域に限る。）及び南部町（平成16年10月1日町合併前の西伯郡西伯町の区域に限る。）において飼育しているもの（平成28年4月1日以降に放牧するものを除く。）に限る。）

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成28年4月1日以降に放牧するものを除く。）

ウ 平成28年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

ア (1)及び(2)に掲げる牛

イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

ウ ア及びイに掲げる牛以外の牛で、平成28年4月1日以降に放牧するもの

エ その他知事が必要と認める牛

- (4) 牛海綿状脳症検査
月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの
- (5) 牛ウイルス性下痢・粘膜病検査
平成28年4月1日以降に県下全域を対象とする放牧場で放牧する牛のうち持続感染牛でないことが確認されていないもの
- (6) ニューカッスル病検査
鶏
- (7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査
種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏
- (8) 鶏マイコプラズマ病検査
種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏
- (9) 高病原性鳥インフルエンザ検査
家きん（飼養羽数100羽以上（だちょうにあつては、10羽以上）の農場に限る。）
- (10) 腐蝕病検査
蜜蜂

4 実施の期日

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

5 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査
ブルセラ急速凝集反応
- (2) 結核病検査
ツベルクリン検査皮内反応
- (3) ヨーネ病検査
酵素免疫測定法（スクリーニング法及びエライザ法）、リアルタイムPCR法又はヨーニン検査皮内反応
- (4) 牛海綿状脳症検査
酵素免疫測定法（エライザ法）
- (5) 牛ウイルス性下痢・粘膜病検査
酵素免疫測定法（エライザ法）
- (6) ニューカッスル病検査
臨床検査及びHI抗体検査
- (7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査
ひな白痢急速凝集反応
- (8) 鶏マイコプラズマ病検査
臨床検査及び急速凝集反応
- (9) 高病原性鳥インフルエンザ検査
臨床検査及び血清抗体検査（エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応）
- (10) 腐蝕病検査
肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第91号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づき、臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成28年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 検査日時 平成28年3月4日（金） 午前10時から

- 2 検査場所 東伯郡琴浦町大字松谷606 鳥取県畜産試験場
3 家畜の種類 牛

鳥取県告示第92号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成28年4月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年2月9日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

- 申請のあった年月日
平成28年2月1日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アリス実行委員会
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
鳥谷 るみ
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市中河原523-15
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域の資源を有効活用し、人口減少に歯止めをかけるための婚活事業や、親と子どもの絆を再認識するための事業を行い、地域活性化を目指すことを目的とする。

鳥取県告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年2月9日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
社会福祉法人 トマトの会	ヘルパーステー ショントマトよ なご	米子市新開二丁 目4-11	平成28年1月19 日	平成28年3月31 日	介護予防訪問 介護

鳥取県告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成28年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 委任させた事務
教職員の在職証明書・履歴証明書の発行業務に係る手数料の収納事務
- 委任を受けた出納員
鳥取県教育委員会事務局小中学校課
課長補佐 金澤 明生
- 委任期間

平成28年2月9日から同年3月31日まで

公 告

平成27年鳥取県公報第8754号で公告した（仮称）ドン・キホーテ鳥取店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条例第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成28年2月23日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、条例第3条に規定する基本方針に適合しており、条例第11条第1項第1号に該当する。

2 意見の理由

届出施設の設置場所について、条例別表第1の要件に全て適合し、条例第3条第3号に掲げる地域に該当していないことが確認され、また、設置届の縦覧期間及び条例第9条第1項に規定する住民説明会において、関係市町村の長及び関係住民から異議を唱える意見は提出されなかったため。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年2月9日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区 分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成28年3月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑